

丹羽長重より前田時代へ

関が原戦により豊臣時代の終焉

慶長三年（一五九八年）、豊臣秀吉より能美郡を与えられた、丹羽長重は、十二万五千石を領知し、磯村勘六に二百石、平井伊兵衛に三百石の福島土地を与えている。

慶長五年（一六〇〇年）関が原の戦いに勝った家康より、前田利長は慶長八年に、丹羽長重・山口宗永の旧領の能美郡・江沼郡式郡を与えられて、前田時代が始まった。

因みに丹羽長重は常陸国、古渡一万石に転ぜられた。

前田時代の始まり

豊臣時代の終焉と共に始まった、前田時代は、明治維新まで我々の日々の暮らしを律する事になる。

慶長十年に、風俗に関して次のような禁令を出している。

- 一、下々夜歩きのこと、一、辻立ちの事、一、辻うたい、ほそりの事
- 一、辻 尺八の事、一、辻ずまふの事、一、辻おどりの事、一、辻ほうかぶりの事。の禁令を出して利長は高齢を理由に、封を利長に譲つて、富山城に渡り新川郡二十二万石を領知する。

慶長十九年（一六一四年）

大阪冬の陣に、徳川家康の命を受けて、豊臣勢を攻撃。

慶長二十年（一六一五年）大阪夏の陣に従軍

元和二年（一六一六年）家康死す

寛永四年（一六二七年）藩内の見立て、検地などの法を決める。

寛永八年（一六三一年）農政に関する法規五十八条決定、更に風俗に關し十五条の法規を決める。

寛永十二年（一六三五年）町人・百姓の領外に出るものの法規を出す。

寛永十六年（一六三九年）風俗に関する取締りを出す。

寛永年間 この頃手取川の洪水によって熊田村（吉原）の村と熊田神社流失と伝える。

慶安一年（一六四八年）利常領内総検地、同三年村御印ヲ交付。

改作法施行により明暦二年（一六五六年）八月一日に村御印を交付

寛文十年（一六七〇年）、新しい京枡を採用し、村御印を改める。

藩政時代の貢租

明治維新で新時代が始まるまでの重税。